

■議案第47号 四万十町七里集会所に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成28年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「四万十農業協同組合」を選定しましたので、同団体を指定管理者に指定するため、地方自治法244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1. 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 七里集会所

施設の所在地 四万十町七里甲248番地7

2. 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 四万十農業協同組合

団 体 の 住 所 四万十町榊山町586-2

3. 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4. 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

この施設は、平成18年9月1日より平成28年3月31日まで、「四万十農業協同組合」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。指定管理期間中は、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定します。

【根拠法令等】

四万十町集会所等条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

